

中央情勢報告



公益財団法人

日本知的障害者福祉協会

1. **日本知的障害者福祉協会 令和6年度重点活動事項**
2. **国の制度・政策への対応**
3. **令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容**
4. **国等の会議への本会の参画状況**
5. **日本知的障害者福祉協会が行う人材育成・啓発にかかる事業のご案内**

1. 日本知的障害者福祉協会 令和6年度重点活動事項

1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の検証と「障害のある人の望む暮らし」の実現と「サービスの質の向上」に向けた取り組みの推進
2. 物価・賃金高騰に対する継続的な要望活動
3. 障害のある人の権利擁護と意思決定支援の取り組みの強化
4. 令和6年能登半島地震で被災した施設・事業所への継続的な支援

2. 国の制度・政策への対応

(1)物価・賃金高騰対策に関する要望

- 物価高騰並びに企業等における賃上げが進む中で、障害福祉サービス事業所の現状を把握するための各種緊急調査の実施と国等への要望書の提出
- 物価高騰対策や障害福祉サービス従事者の賃上げ要望など、事業所運営の安定化に向けた国会議員等への働きかけや他団体と協力した緊急要望集会の開催

(2)令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する要望等

- 政策委員会を中心に、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の要望に向けた意見集約 →各種要望書の提出
- 国の社会保障審議会障害者部会や障害者政策委員会等への参画、及び政党の会合への出席等による政策提言や各種要望書の提出
- 国の検討会や障害者総合福祉推進事業への参画等を通じた提案や働きかけ

(1)物価・賃金高騰対策に関する要望

急激な物価高騰や賃金上昇を踏まえた緊急要望 令和5年6月

日ごろから、障害福祉施策の推進にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国においては令和2年を基準とした場合、令和4年以降は一貫して消費者物価指数が上昇傾向にあり、あらゆる商品、サービスが値上がりしております。企業等では、物価高騰にあわせた政府からの呼びかけに応じて賃金の引上げを行っています。

一方、障害者の生活状況及び障害者を支援する障害福祉サービス事業者を取り巻くさまざまな経済環境は、物価高騰の直撃を受けて、極めて厳しい状況となっています。

そこで、私たちは、次のとおり急激な物価高騰や賃金上昇による危機的な状況を踏まえて、障害のある人が安心して暮らすため、また障害福祉サービスがエッセンシャルワークとして機能の維持向上を図るための緊急要望をいたします。

以下の内容について、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 障害のある人が安心して暮らすために

急激な物価高騰で厳しい生活状況に追い込まれている障害者、障害者世帯を対象にした、経済的支援を行ってください。

(2) 障害福祉サービスがエッセンシャルワークとして機能の維持向上を図るために

障害福祉サービス事業者等に対して物価高騰分及び他産業分野との賃金格差を埋めるため、緊急の経済的支援を行うとともに、令和6年度の障害福祉サービス報酬改定に際しては、上記の視点を必ず盛り込んでください。

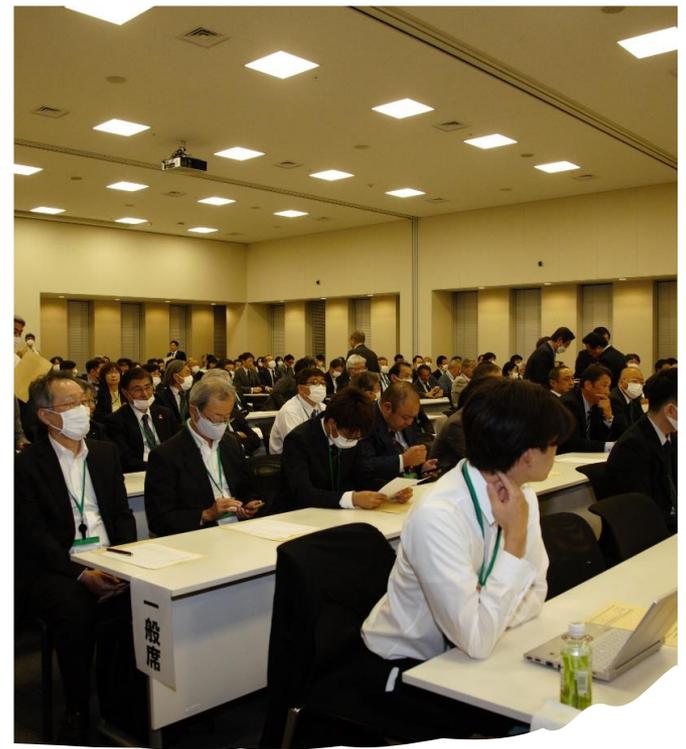
(賛同団体)一部を除き法人格省略

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・全国地域生活支援ネットワーク・全国肢体不自由児者父母の会連合会・全国児童発達支援協議会・全国社会就労センター協議会・全国重症心身障害児(者)を守る会・(福)全国重症心身障害児(者)を守る会・全国自立生活センター協議会・全国身体障害者施設協議会・全国脊髄損傷者連合会・全国地域で暮らそうネットワーク・全国知的障害児者生活サポート協会・全国手をつなぐ育成会連合会・全国盲ろう者協会・全日本自閉症支援者協会・全日本ろうあ連盟・DPI日本会議・日本視覚障害者団体連合・日本肢体不自由児協会・日本自閉症協会・日本重症心身障害福祉協会・日本身体障害者団体連合会・日本ダウン症協会・日本知的障害者福祉協会・日本発達障害ネットワーク・バリアフリー映画研究会(50音順・26団体)

公明党の国会議員に要望書を提出(6月19日)



加藤厚生労働大臣に要望書を提出(6月20日)



34団体による
緊急集会のようす
(令和5年10月26日)



財務大臣への
要望提出のようす
(令和5年12月14日)

3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和6年度報酬改定にあたって重視された視点

□障害福祉分野の人材確保のため、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、サービスの質の確保・向上を図る観点から、サービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行う。

改定率

□令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）

処遇改善加算

- 現行の3つの処遇改善加算を一本化し、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。
- 処遇改善分を活用し、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率の引上げを行う。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

□相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、利用者の意思決定の支援の推進を義務付け。

□サービス等利用計画・個別支援計画の作成等の際、利用者の意思及び選好並びに判断能力等についての丁寧な把握をしなければならない。

□サービス担当者会議・個別支援会議への利用者本人の参加の原則

□個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け

障害者虐待の防止・権利擁護

□施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置※未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設

※虐待防止措置

- ①虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

□身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

・身体拘束適正化措置

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

□施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記する。

【生活介護・施設入所支援】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）

（現行） 基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可

（見直し後） 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【短期入所】

- 区分4,5の報酬区分を新設

【共同生活援助】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設

【共通】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位/日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位/日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】
【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する
【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、

所定単位数を加算する

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。

- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】

地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

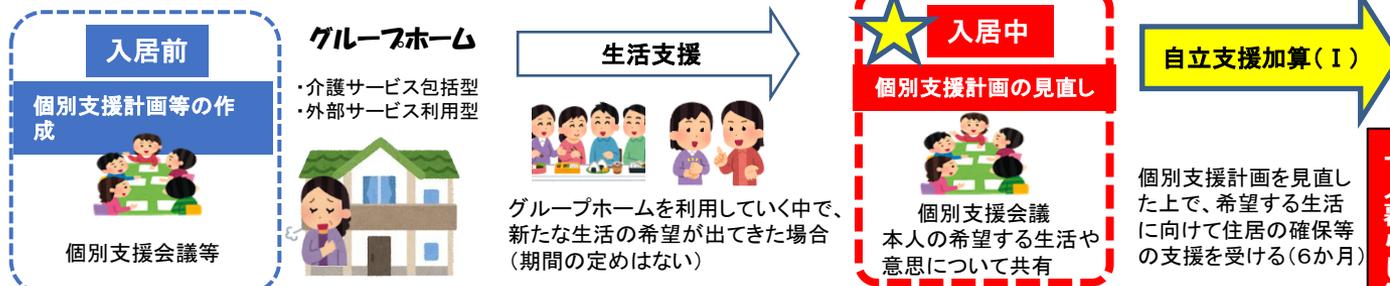
- 【現 行】自立生活支援加算 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度
- 【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
(現行)自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
- ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

- 【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算
- 【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

- 【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
- 【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位/日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**
 【新設】（初期）**500単位/日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**
 【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位/日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**
 【新設】（初期）**400単位/日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置6:1以上）

【現 行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分6：583単位 区分5：467単位 区分4：387単位 区分3：298単位 区分2：209単位 区分1以下：170単位（単位/日）
 【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分6：**600**単位 区分5：**456**単位 区分4：**372**単位 区分3：**297**単位 区分2：**188**単位 区分1以下：**171**単位（単位/日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】 人員配置体制加算（Ⅰ） 区分4以上 **83単位/日** 区分3以下 **77単位/日** * 特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配
 人員配置体制加算（Ⅱ） 区分4以上 **33単位/日** 区分3以下 **31単位/日** * 特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可
 【見直し後】 支援の**初日**から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

≪地域との連携等【新設】≫

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

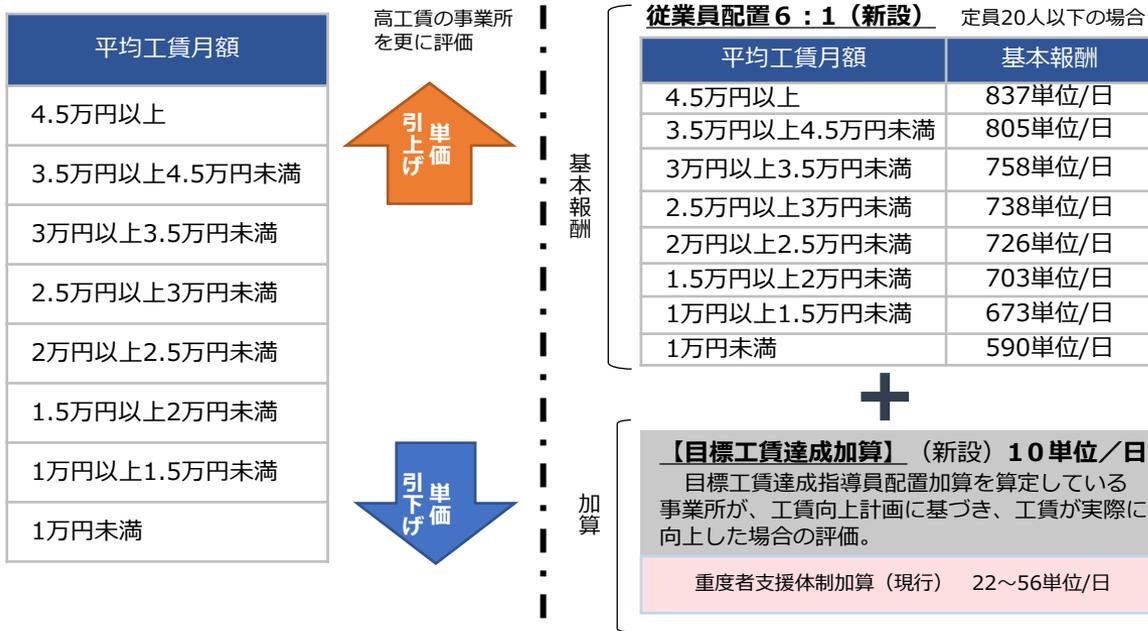


就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価

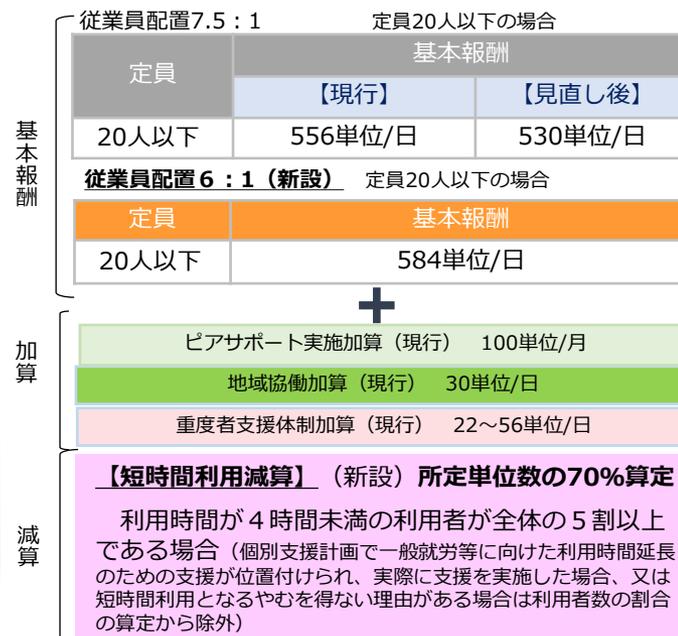
平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

(1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系



(2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系



平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{ 月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)</u> 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

・関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	-	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	-	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	-	<u>300単位</u>
その他加算	<u>(新) 情報提供</u>	-	<u>150単位</u>
	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり：60単位</u> <u>対象者なし：30単位</u>
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画書の作成に活用できる旨周知。

第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

① **障害者支援施設の在り方について**

- ・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② **共同生活援助における支援の質の確保について**

- ・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

③ **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**

- ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④ **障害福祉サービスの地域差の是正について**

- ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤ **計画相談支援及び障害児相談支援について**

- ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥ **質の高い障害児支援の確保について**

- ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- ・ 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- ・ 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧ 処遇改善の実態把握等について

- ・ 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- ・ 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩ 食事提供体制加算等について

- ・ 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- ・ 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪ 補足給付の在り方について

- ・ 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
- また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

4. 国等の会議への本会の参画状況

厚生労働省・こども家庭庁の各種会議・事業への参画状況(令和6年度)

【内閣府】

障害者政策委員会 北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)

【厚生労働省】

社会保障審議会 障害者部会 樋口 幸雄(日本知的障害者福祉協会 会長)

社会保障審議会 福祉部会 井上 博(日本知的障害者福祉協会 顧問)

【こども家庭庁】

こども家庭審議会 障害児支援部会 北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)

【障害者総合福祉推進事業】(厚生労働省)

共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究 久木元 司(日本知的障害者福祉協会 政策委員長)

障害者の地域移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する調査研究 樋口 幸雄(日本知的障害者福祉協会 会長)

障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルの作成に関する調査研究 榎本 博文(日本知的障害者福祉協会 副会長)

自治体における就労継続支援事業所の要件確認、就労継続支援の報酬体系及び一般就労中の障害者の休職期間中における就労系障害福祉サービス等の実態に関する調査研究 志賀 正幸(生産活動・就労支援部会 部会長)

療育手帳その他関係諸施策との影響や課題についての調査 服部 敏寛(地域支援部会 委員)

強度行動障害を有する者の集中的支援の取組推進にむけた調査研究 西田 武志(障害者支援施設 翼 施設長)

障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業 久木元 司(日本知的障害者福祉協会 政策委員長)

知的障害者の恋愛、結婚に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究 北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)

【子ども・子育て支援等推進調査研究事業】(こども家庭庁)

障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究 北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)

インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究 北川 聡子(日本知的障害者福祉協会 副会長)

地域における母子保健・児童福祉・教育・医療等と障害児支援との連携体制の実態把握に関する調査研究 橋本 伸子(児童発達支援部会 委員)

障害児支援分野における人材確保に関する調査研究 寶子丸 周吾(児童発達支援部会 副部会長)

【その他】

就労選択支援に係るモデル事業 今村 健(生産活動・就労支援部会 委員)

知的障害者の支援機器に係るニーズ情報の収集・提供の在り方に関する検討 度会 哲賢(日本知的障害者福祉協会 常任理事)

令和6年度障害者総合福祉推進事業

障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究

事業概要

今後の障害者支援施設が担う役割や機能、地域移行後の障害者の地域支援等に関して整理するため、有識者の参画による在り方の検討を行うとともに、検討を行うに際して必要なアンケート調査やヒアリングによる実態把握を行う。

背景・目的

障害者支援施設は地域移行を推進すること、強度行動障害者、医療的ケアが必要な者等への専門的な支援を行うことや看取りを行うことなど、様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが報酬改定検討チームにおいて求められている。このため、広く関係者の参画を求め、検討会を開くとともに、検討を行うに際して、必要な実態調査（入所者の生活環境の把握、地域移行のための具体的な取組等）を行い、障害者支援施設の役割や機能、地域移行後の障害者の地域支援等を整理する。

障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルの作成に関する調査研究

事業概要

令和6年度報酬改定において、すべての入所者に対して地域移行等の意向の確認をすることを令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化することとしている。

地域移行等の意向確認については、単に意向の有無の確認をすることではなく、意向の有無に関わらない見学・体験等の機会の確保や、言語以外の方法も含めた本人の意思表示のアセスメント等が重要であることが先行研究等で明らかになっているが、実際の支援方法は施設によって様々な状況であることから、地域移行等の意向確認の取り組みにより実効性を持たせるため、施設における地域移行等の意向確認マニュアルを作成する。

背景・目的

令和6年度報酬改定において、障害者支援施設は、「地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること（サービス管理責任者又は地域移行支援の経験者等を選任）」、「意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成すること」など、意向確認のマニュアルを作成していることを2年間の経過措置を経て令和8年度から義務化することとしている。このため、各施設において令和8年度までに意向確認のマニュアルを整備する必要があり、各施設で作成するマニュアル例を国において作成する。

共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究

事業概要

共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。

また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。

背景・目的

近年、共同生活援助における営利法人の参入に伴い、支援の質に問題のある事業者も散見され、その対策が喫緊の課題となっている。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していく」ことが検討の方向性として盛り込まれた。

これらのことから、共同生活援助における支援のガイドラインの作成及び事業の開設者や支援を実施する管理者、従事者等に対する、自治体の実施する研修等について検討することを目的とする。

5.日本知的障害者福祉協会が行う 人材育成・啓発にかかると事業のご案内

知的障害福祉研究 月刊誌『さぽーと』

知的障害福祉の知識を深めて実践を広げる。
月刊誌『さぽーと』。

『さぽーと』誌では、知的障害のある方を支援をする職員の支援スキル向上のため、「現場実践」を重視した誌面作りを行っています。



2024年度 購読のご案内

本会会員施設・事業所に
お勤めの方

購読料（研究会員費）

年間 5,000円
（送料込）

《毎月15日発行（A4判）》

年間を通じて申込可

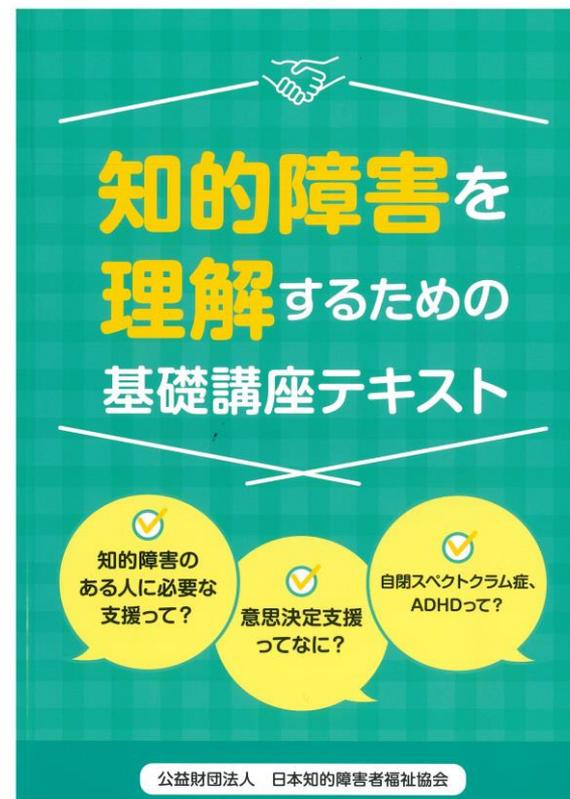
各月の特集で扱うキーワード（予定）

- | | | | |
|-------|-----|----------|------------------|
| 2024年 | 4月 | (No.807) | 地域のヒット商品・注目店舗 |
| | 5月 | (No.808) | 福祉機器とデジタル機器 |
| | 6月 | (No.809) | 知的障害のある人と認知症 |
| | 7月 | (No.810) | 切れ目のない支援 |
| | 8月 | (No.811) | 虐待防止・権利擁護 |
| | 9月 | (No.812) | 日中活動と社会参加 |
| | 10月 | (No.813) | 相談支援・ソーシャルワーク |
| | 11月 | (No.814) | 支援現場のメンタルヘルス |
| | 12月 | (No.815) | 時の話題2024 |
| 2025年 | 1月 | (No.816) | 全国知的障害福祉関係職員研究大会 |
| | 2月 | (No.817) | 医療的ケア |
| | 3月 | (No.818) | 雇用と就労 |

知的障害を理解するための基礎講座

- ・ 募集期間（18期生）：2024年4月1日から5月10日
- ・ 募集期間（19期生）：2024年9月1日から10月中旬

- 本講座は、初めて知的障害のある人たちに関わる多くの皆さんに、知的障害について理解してもらうことを目的としています。
- 6か月間の通信教育で、知的障害のある人についての基礎的な知識を学べます。
- より多くの方に理解しやすいよう、テキストは完全オリジナルテキストを使用しています。
- 受講料：18,700円（税込）



知的障害援助専門員養成通信教育（通信教育）

概要

知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助にあたる専門職員の養成を行うことを目的として実施しています。

- **履修内容** 自宅学習＋スクーリング（2023年度はオンデマンド講義+テスト）
- **受講期間** 4月1日～3月31日（1年）
- **受講料** （会員）66,000円／（一般）69,000円

社会福祉士養成所（通信課程）

概要

厚生労働大臣の指定を受け、平成元年度より社会福祉士一般養成施設として社会福祉士養成所（通信課程）を設置・運営しています。

本通信課程を修了すると社会福祉士国家試験の受験資格が取得できます。

- **受講期間** 5月1日～翌年10月31日
- **授業料（1年6か月）** 370,000円（実習必要者）
※令和6年度 210,000円（実習免除者）



第11回

全国小・中学生 障がい福祉ふれあい作文コンクール



障がい福祉ふれあい作文コンクールとは…

本会では、次代を担う子どもたちが、日頃の学校生活や日常生活で得た経験等から抱いた思いや願いを作文にすることで、障がいのある方やその方々の暮らしに関心を持ち、今後の福祉を考える機会とするとともに、共に支え合う社会を築きあげることができるよう、全国の小・中学生を対象に平成26年度より作文コンクールを実施しています。

《実施の概要》 ※募集要項等は5月中旬より配布予定です。

テーマ

「障がいのある方とふれあって～わたしにとっての障がい福祉～」

後援

文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁、
全国社会福祉協議会、児童健全育成推進財団、
全国特別支援学級設置学校長協会、全日本特別支援教育研究連盟

応募資格

全国の小学生・中学生

募集期間

(予定) 2024年6月1日(土)～
2024年9月20日(金) 消印有効

表彰

応募作品の中から都道府県協会による選抜と本会の選考委員会による審査を経て優秀作品を表彰します。



応募資格
全国の
小学生
中学生

知的障害者の
意思決定支援

ガイドブック

現場で活かせる意思決定支援

「わたしたちのことを、
わたしたち抜きに決めないで」の実現に向けて

〈A5判並製・186頁〉



2017年7月刊行
本体1,700円＋税

知的障害のある人たちの支援に従事する関係者が意思決定支援を理解するための1冊。意思決定支援をめぐる現状から現場での対応、支援の過程で遭遇するジレンマやソーシャルワークの実践まで、場面に応じた意思決定支援を事例を交えてわかりやすく解説しています。

● 目次 ●

- 序章 今こそ求められる意思決定支援
- 第1章 知的障害者支援の歴史と制度の展開
- 第2章 障害のある子どもからみた意思決定支援
- 第3章 意思決定を支援する
- 第4章 支援現場における意思決定支援
- 第5章 意思決定支援の共通基盤
- 終章 意思決定支援とソーシャルワーク



第1回 障害のある人の意思決定支援を 推進するための実践研修会

来年度も
開催します！

主催：公益財団法人日本知的障害者福祉協会 支援スタッフ委員会

《目的》

近年の障害福祉サービスでは、障害のある人の望む暮らしの実現のため、利用者一人ひとりに寄り添った意思決定支援が求められています。この度改正された障害福祉サービス事業等の指定基準には「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」との規定が追加されました。サービス等利用計画や個別支援計画の作成等にあたっては、利用者の意思の丁寧な把握と適切な支援内容の検討が求められています。本研修会は、講義と演習を通して、日頃の支援を振り返り、意思決定支援の正しい理解と現場で活かせる実践的な学びを得る機会としていただくとともに、参加者が本研修での学びを各地域の施設・事業所の皆さまにお伝えいただくことで、意思決定支援が支援現場に浸透することと推進につながることを目的としております。

《開催概要》

会場 大田区民ホール・アプリコ（展示室）（〒144-0052 東京都大田区蒲田5-37-3）

日時 2024年6月12日（水）～13日（木）

1日目（12日）：13時00分～17時30分 基調講演、講演・演習①

2日目（13日）：9時30分～12時30分 講演・演習②

対象 障害福祉サービス事業所において直接利用者の支援に携わる支援スタッフ

令和6年度リスクマネジャー養成研修会

《目的》

知的障害施設・事業所におけるリスクマネジメントは、利用者の安心、安全をはじめとするサービスの質の向上と安定した事業運営を推進していく上で、必要不可欠なものとなっています。

知的障害施設・事業所を取り巻くリスクは、利用者へのサービス提供に係るリスクをはじめ、経営・財務に関するリスク、自然災害の発生に関するリスク、また、リスクマネジメントを推進していくために重要な要素の一つとなる職場の雰囲気づくりなど多岐にわたることから、組織的なマネジメント体制を構築し、継続的に取り組むことが重要となります。

本研修会は、各施設・事業所においてリスクマネジメントに関する知識を有し、中核的な役割を果たすことのできるリスクマネジャーを養成し、リスクマネジメント体制を推進・強化していくことを目的としています。

《開催概要》

企 画：公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 リスクマネジメント委員会
MS&ADインターリスク総研株式会社

会 場：TOC有明コンベンションホール WEST20階 WESTGOLD20ホール

開催日：2024年11月27日（水）～11月29日（金）

対 象：知的障害施設・事業所において管理監督的な立場にある方等

リスクマネジャー養成研修会(上級編)

《目的》

本会では平成23年度から各施設・事業所においてリスクマネジメントに関する知識を有し、中核的な役割を果たすことのできるリスクマネジャーを養成し、リスクマネジメント体制を推進・強化していくことを目的として、「リスクマネジャー養成研修会」を開催しております。

本研修会（上級編）では、上記研修会の修了者を対象に、上記研修会で学んだ内容と各施設・事業所等における研修後の実践等をもとに振り返りを行います。（上級編の研修会については、隔年での開催となります。）講義・演習を通して、より具体的な事業継続計画（BCP）、コンプライアンス、職場環境の整備、地域との関わり等のさらなる理解を深めるとともに、管理者としてリスクマネジメント体制を推進・強化し、利用者へのサービスの質の向上につなげることを目的としています。

《開催概要》

企 画：公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 リスクマネジメント委員会
MS&ADインターリスク総研株式会社

会 場：未定

開催日：未定

対 象：日本知的障害者福祉協会「リスクマネジャー養成研修会」を
前年度（令和6年度）までに修了された方

次回の開催は
令和7年度です！